平成29年2月

城南衛生管理組合議会 総務常任委員会

会 議 記 録

平成29年2月城南衛生管理組合議会総務常任委員会

開催日時 平成29年2月14日(火)午前10時 開催場所 城南衛生管理組合折居清掃工場1階会議室

出席委員(10人)

委員長 馬場 哉 (宇治田原町) 副委員長 菱田 明儀 (八幡市) 山田 芳彦 (八幡市) 委 員 委 員 岩田 剛 (井手町) 委 大西 吉文(城陽市) 員 委 員 西 良倫(城陽市) 委 員 中井 孝紀(久御山町) 委 員 長野恵津子(宇治市) 委 員 松峯 茂 (宇治市) 委 員 水谷 修 (宇治市)

欠席委員(1名)

委 員 坂下 弘親(宇治市)

竹内 啓雄

説明のため出席した者

事業部長 野田 浩靖 施設部長 太田 博 安全推進室長 越智 広志 事業部次長 杉崎 雅俊 施設部次長 福西 博 施設部参事 栗山 淳彦 施設課長 池本 篤史 リサイクルセンター長谷山 所長 岡 輝臣 新折居清掃工場 建設推進課長 山之江 亨 新折居清掃工場建設推進課 担当課長 山本圭一郎 新折居清掃工場建設推進課 係長 曽東 和司 リサイクルセンター長谷山

専任副管理者

職務のため出席した者

議会事務局長 木下 敦

係長

清水 信宏

1)議題

- 1 リサイクルセンター長谷山における人身事故について
- 2 折居清掃工場更新施設整備運営事業について

午前9時59分開会

○馬場 哉委員長 皆さん、おはようございます。

本日は何かとお忙しい中、総務常任委員会を招集いたしましたところ、委員各位にお かれましてはご参集をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

会議前の連絡事項についてご報告をいたします。

坂下委員より欠席の届け出がありました。菱田副委員長、また、山田委員より遅刻の 申し出がありましたので、報告をいたします。

ただ今の出席委員は8名であります。

本委員会に傍聴の申し出及び報道機関より写真撮影の申し出がありますので、委員長において許可をしております。

それでは、ただ今から総務常任委員会を開会いたします。

初めに、理事者から挨拶の申し入れがございますので、お受けいたします。 竹内専任副管理者。

○竹内啓雄専任副管理者 どうもおはようございます。

本日は総務常任委員会が開催されましたところ、議員各位におかれましては大変お忙しい中ご参集を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。

先日の2月7日、8日の両日には、寒さ厳しい中、山陽小野田市及び防府市への行政 視察につきましては、大変ご苦労さまでございました。

今後の組合行政の運営につきまして、委員の皆様よりのご意見、ご指導賜りますよう、 よろしくお願いを申し上げます。

また、先月9日、リサイクルセンター長谷山におきまして、プラスチック製容器包装 資源化施設の運転業務受託者の極東サービスエンジニアリング株式会社社員が作業中 に右上腕を切断するという重大な労災事故が発生をいたしました。被災されました従業 員の方に心よりお見舞いを申し上げ、1日も早い治癒、回復をお祈りする次第でござい ます。

詳細につきましては、後ほどご報告することとしておりますが、組合といたしましても重く受けとめ、再発防止に向けまして、今以上に安全対策に万全を期してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

さて、本日ご報告を申し上げたく存じておりますのは、1つ目には、先ほど申し上げましたリサイクルセンター長谷山における人身事故について、2つ目に折居清掃工場更新施設整備運営事業についての2案件でございます。

それでは、配付させていただいております委員会資料に沿いまして、担当よりご報告を申し上げますので、委員各位のご指導、ご意見を賜りますようお願い申し上げまして、

開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いを申 し上げます。

○馬場 哉委員長 ありがとうございます。

本日の総務常任委員会におきましては、折居清掃工場更新施設整備運営事業についての説明を受けた後、現地調査を行い、その後、質問をお受けすることにいたしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、本日の議題に入りたいと思います。

1点目のリサイクルセンター長谷山における人身事故についての説明を求めます。 池本施設課長。

○池本篤史施設課長 それでは、配付させていただいております資料に基づき、リサイクルセンター長谷山における人身事故についてをご説明させていただきます。

本事案につきましては、1月9日、事故発生当日、速報として、また、1月16日に 続報として議員各位にお伝えしておりますところですが、事案の詳細につきまして、そ の後の経過も含めましてご報告させていただきます。

では、お手元の資料1ページをご覧ください。

1、事故の概要ですが、平成29年1月9日月曜日、当日は成人の日で祝日でありましたが、一般廃棄物処理施設としては受け入れを行い、稼働しておりまして、リサイクルセンター長谷山においても通常の施設運転を行っておりました。時刻は午前10時25分頃、リサイクルセンター長谷山のプラスチック製容器包装資源化施設の運転業務委託会社である極東サービスエンジニアリング株式会社の社員がプラスチック製容器包装梱包機、以下、梱包機とさせていただきますが、梱包機の作動中に機械に右上腕を挟まれ、切断したものです。

2、被災者の状況ですが、被災直後の状況としましては、被災者は被災後、自ら機械の緊急停止ボタンを押し、機器を停止させた後、常時携帯しておりますトランシーバーで極東サービスエンジニアリング株式会社の所長に事故の連絡をされています。その直後、極東サービスエンジニアリング株式会社の所長から報告を受けた組合職員によって城陽消防署に救急要請を行いました。そして、その要請を受けた救急隊員の判断によりドクターへリが出動し、現地で応急対応の後、京都第一赤十字病院に緊急搬送され、切断された右上腕の接合手術が行われています。現在は集中治療室から一般病棟に移られておりまして、入院加療中であると報告を受けています。

なお、右手の機能回復等についてでございますが、現段階では判断ができないという ふうに伺っております。

次に3、事故の原因等ですが、1枚めくっていただいた2ページの下にございます機器の略図及び3ページの写真をあわせてご覧いただきたいと思います。

事故の発生場所につきましては、梱包機の払出シリンダーの点検口となっております。 3枚目の写真の上段にございますが、この写真がその点検口となっております。

梱包機の仕組みを簡単に説明しますと、2ページにございます略図をご覧いただきた いと思います。 この図は、梱包機を横から見た断面の略図となっておりまして、まず、別にあります操作盤で自動運転開始の操作を行いますと、図中央の青色の矢印にございます部分からプラスチック製容器包装廃棄物が落ちてまいります。そして、その下にありますベールと書かれてある箇所に廃棄物がたまりますと、奥から手前に向かって圧縮されるシリンダーが動きまして、圧縮工程が行われます。その後、所定の動作が終わりますと、図の左に書かれております払出シリンダーによりまして、その横の黒い箱、四角で示しておりますけども、これがプッシャーと言われるものでして、これが右に動きまして、ベールを押し出して排出するという工程を行うような流れになっております。これらの工程につきましては、全て全自動で行われるものでございます。

なお、ベールが押し出されてから次のベールができるまでの時間ですが、廃棄物の状態にもよりますが、およそ10分から20分ぐらいの間隔で動いておるものでございます。

すいません、1ページ目に戻っていただきまして、中段でございますが、作業員につきましては、梱包機の操作・監視及び排出されたベールを他所へ移動させるフォークリフトを運転させるために配置されているものでございます。

また、事故の原因につきましては、被災者が機内のごみを除去するために、機器を停止させることなく、ボルトで固定されております点検口のふた、写真でありましたが、透明のポリカーボネート製のふたを取り外し、機器の内部に右腕を入れ、払出シリンダープッシャーと点検口のふちに腕が挟まれ、切断に至ったものでございます。

次に4番、委託契約等ですが、委託名はプラスチック製容器包装資源化施設運転業務 委託、受注者は極東サービスエンジニアリング株式会社代表取締役熊澤紀博氏となって おります。

履行期間につきましては、平成27年4月1日から平成30年3月31日の3カ年契約としておりまして、契約金額は2億9,970万円でございます。

また、業務の概要といたしましては、プラスチック製容器包装資源化施設の運転業務として、施設の性能を維持し、効率的、効果的かつ円滑、適正に実施する業務委託としているところでございます。

次に、1枚めくっていただきまして、5番の関係諸官庁への調査、報告等ですが、表 にございます各諸官庁につきましては、事故発生当日に電話等で通報、連絡していると ころでございます。

また、調査につきましては、京都南労働基準監督署は事故の翌日、1月10日と16日に事故現場へ検証、聴取に来ておられており、1月19日には、被災者と同じ作業に従事している作業員に日常的な作業内容等を聴取されております。その後、1月20日には、入院されている被災者本人への聴取も行われておるところでございます。

また、城陽警察署につきましては、事故の当日の現場検証及び事情聴取の後、同日夜間に極東サービスエンジニアリング株式会社の所長に対して、改めて事情を聴取されております。また、13日には、再び現場検証及び事情聴取を行われておりまして、その際には、事件性は考えられなく、今後、警察としての調べはない旨のコメントがございました。

以上の検証、聴取につきましては、いずれも極東サービスエンジニアリング株式会社

に対するものでありましたが、組合職員も現場検証等には立ち会っておりまして、組合の概要とともに委託業務の概要の説明を行っております。あわせて、機器の図面等の提供も行っておるところでございます。

また、組合としましても、検証の結果、改善策等を伺うために、1月27日に京都南 労働基準監督署の方へ出向いております。この際には、調査中であるため、調査が完了 した後に、組合及び極東サービスエンジニアリング株式会社に対して一定の対応を求め る指導文書を出す予定であるというコメントがございました。

続きまして6番、再発防止対策等ですが、組合及び極東サービスエンジニアリング株式会社はそれぞれ緊急安全会議を実施しておりまして、その後、再発防止対策としまして、組合組織全体及び組合全施設の委託業者への安全対策等の再確認及び注意喚起・周知徹底を行い、マニュアルの再確認、事故発生場所及び類似箇所への注意喚起掲示、点検窓開閉における安全対策の検討、再発防止に向けた手順見直し・危険予知トレーニング活動の実施・リスクアセスメントの実施等を行ったところであります。

なお、2月9日に組合と施設設置メーカーであります極東開発工業株式会社及び委託 業者であります極東サービスエンジニアリング株式会社の3者合同で事故の検証を行いまして、今後の再発防止対策等について、設置、運営、管理、それぞれの立場からの検討を行っておりまして、労働基準監督署の指導も踏まえまして、今後、安全に万全を期してまいりたいと考えておるところでございます。

めくっていただきまして、最後に事故当日の現場写真となっております。さきにご説明しておりますが、中央上段の写真が事故のあった点検口でございまして、横40センチ、縦37センチほどの大きさとなっております。ベールを押し出すプッシャーと呼ばれる箱状のものが、この開口部に対して左右に動くようなものとなっております。

下段左右の写真につきましては、事故発生箇所から少し右に下がったところから撮影 した写真となっておりまして、下段の左の写真の方から下段右の写真の方へとベールが 押し出されるような構造になっておるところでございます。

なお、極東サービスエンジニアリング株式会社に対しましては、指名停止等の措置要綱に基づきまして、平成29年1月18日から3カ月間、指名停止措置をしたところでございますので、あわせてご報告いたします。

被災者の1日も早い回復をお祈りします。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○馬場 哉委員長 以上で説明が終わりました。

質問はございませんか。 水谷委員。

○水谷 修委員 被災者の1日も早い回復を願うものでございますが、2つお聞きします。 1つは、労働安全配慮義務、もしくは配慮義務的なことについて、本組合がどうなの かということですが、まず、契約上は指揮命令は極東サービスの方にあるということで すが、例えば労働時間とか業務の指示とかは、事実上、本組合がしていることについて はあるんでしょうか。

- 〇馬場 哉委員長 池本施設課長。
- ○池本篤史施設課長 基本的にはないです。仕様書の中にそういうものは盛り込んでおりません。
- ○馬場 哉委員長 水谷委員。
- ○水谷 修委員 休暇とか労働時間とか、それは、こちらが定めた時間で出勤したりしているんじゃないんですか。例えば祝日だけども、極東サービスは別に日曜日休みでしょうけども、うちの、本組合の勤務時間に即して勤務をしているとか、当然、有給休暇とかは向こうの基準でしょうけども。労働関係のやつが全くないのかどうかということが1つと、もう1つは、仕事の指示そのものを、具体的に、ここに搬入してくるまでは、機械の前に置くまでは本組合の仕事というか、受け入れるまではそうですよね。この機械のとこになって、流して、出てきたら、また本組合の仕事ですよね。要するに、「物が届いたよ。やってくれ」とかいう指示をこちらがするのか、現場でしてないのか、この辺はどういう関係になっているんですかね。
- 〇馬場 哉委員長 竹内専任副管理者。
- ○竹内啓雄専任副管理者 基本的なとこだけちょっと私の方から述べさせていただきます。また細かいところ、答弁させていただきますが、業務の委託契約でございますので、かつ、先ほどご説明しましたとおり、プラスチック製容器包装資源化施設の運転操作全般を委託いたしております。したがいまして、当然その仕様書の中に、この施設としての稼働日、あるいは稼働時間、こういったものは当然我々の方が指定いたしておりますので、その範囲の中で業務を委託しているというのが基本でございますし、それから、個別の業務の指示につきましては、基本的に極東サービスエンジニアリングの、受託企業の責任者、所長が常駐しておりますので、全て所長を通じて指示をすると。

また、安全対策等々につきましては、必要に応じて合同でいろんな研修をやったり、いろんな説明をやったり、そういったことはやっておりますけども、業務の指示につきましては、基本的に全て所長を通じている。

したがって、どこに何人配置するとか、何人をどこにどうこうというようなことについては、仕様の中で受託企業の方に任せていると、こういう形になっております。

- **○馬場 哉委員長** 水谷委員。
- ○水谷 修委員 ですから、「物が届いたよ」とかいう指示というか、連絡も、作業員には直接口をきかないという完全な形になっているのか。というのは、それは判例等がありまして、契約書上は当然何もないけども、現場で指示があったのか、なかったのかというのは、現場で実際にあるのか、ないのかによって、労働安全衛生法上の義務が発生

する。契約書上はそんなん書いてないのは理解していますから、実際に現場で労働安全 上にかかわること、連絡とかが作業員に直接あったのか、なかったのかということが問 われるわけなので、判例とかではその辺ですからね。その辺はどうやったのかというこ とを聞かせていただきたい。

- ○馬場 哉委員長 太田施設部長。
- ○太田 博施設部長 委託企業に対しては、工場の方で当然運転計画、また当日の運転業務内容等々は責任者、ここでいいますと所長、そちらの方に連絡いたしまして、本日の工程、例えばこの当日でしたら、「ベールの引き取りがございます」とか、「何時頃で、ございます」とかいうことは、業務として伝えております、連絡事項。以下は、先ほど専任のご答弁のとおり、所長が判断、当日の業務の時間割を判断されまして、社員に伝えるという形でございます。
- 〇馬場 哉委員長 水谷委員。
- ○水谷 修委員 委託業者を通じてしか労働者には一切の指示はないというのは、現場でもちゃんとできているということで。
- ○太田 博施設部長 そうです、はい。
- ○水谷 修委員 わかりました。

そうすると、労働安全衛生法上の義務、安全配慮義務は事業者にあるわけですけども、 契約書に多分労働関係諸法を遵守することというのは明記されていると思いますけど も、本組合の契約書も。そうすると、労働安全委員会とかは設置されて、そこでいろん なことは、労働安全委員会でやるべきようなことはされているというのは確認できてい るんですか。

- ○馬場 哉委員長 岡リサイクルセンター長谷山所長。
- ○岡 輝臣リサイクルセンター長谷山所長 労働安全衛生的なものは、月に1度、委託 業者と組合との会議を持ちまして、そちらの方で労働安全に対する注意喚起等は行って おります。委託業者の方も月に1回、独自で安全衛生会議を持たれまして、労働安全衛 生について注意喚起等は行われております。
- ○馬場 哉委員長 水谷委員。
- ○水谷 修委員 ですから、委託先の業者の方でも労働安全委員会はやられているということです。そうすると、労働者の残業が続いていたりとか、休暇がとれてなかったりとかいうことは、当日の直前はなかったということは確認できているんですね。

- ○馬場 哉委員長 岡リサイクルセンター長谷山所長。
- ○岡 輝臣リサイクルセンター長谷山所長 当日の直前に残業とか、過剰な業務があったということはございません。
- 〇馬場 哉委員長 水谷委員。
- ○水谷 修委員 そうしますと、契約法上、相手方の事業主に労働安全配慮義務なり労働 安全の義務があるということなので、そちらの方がちゃんとできていたのかどうかは、 労基局の方が業者に対してやるということなので、その辺のことはまた報告を受けられると思いますが、何かその辺がありましたら、またご報告をお願いしたいと。

もう1つは、機械のメンテナンスそのものは極東サービスの契約の中に入っているということですけども、機械そのものの更新とか点検とか、これはこちら側の本組合の仕事だと思うんです。その辺は、機械の調子は、ごみが詰まるということがあんまりこの機械でなさそうに思うんですけども、ちょくちょく詰まるような、調子が悪いような状態になっていたんでしょうか。その辺はわかりますでしょうか。

- ○馬場 哉委員長 岡リサイクルセンター長谷山所長。
- ○**岡 輝臣リサイクルセンター長谷山所長** 機械の日常のメンテナンスについては委託 業者で行っておりますが、年に1回の定期点検で、機械の整備については組合で行って おります。

詰まっているごみが気になって、被災者の方が手を入れてしまわれたのですが、基本的にごみが詰まりましても、シリンダーが戻るときに自動的にごみが下に落ちてくるような仕組みになっておりまして、当日、特別にごみが詰まっていたというようなことはございません。

- 〇馬場 哉委員長 水谷委員。
- **○水谷 修委員** 機械の調子は別に悪くなかったし、調子よかったということでわかりました。

当日、ごみが詰まっていたということはなかったということですけど、ご本人の聴取された内容では、ごみが詰まっていて、除去するためにやったということじゃないんですか。

- ○馬場 哉委員長 岡リサイクルセンター長谷山所長。
- ○**岡 輝臣リサイクルセンター長谷山所長** ごみは確かに多かったですが、あえて機械 の運転中にあけて、腕を突っ込んでとるほどの詰まりではなかったということは聞いて

おります。

- 〇馬場 哉委員長 水谷委員。
- ○水谷 修委員 機械物は原則、トラブルがあったらとまるという方向につくられているのが機械物の大原則ですよね。例えば危険な点検口をあけたときに、センサーがついていて、自動にとまるような仕組みが機械にないのは、これは機械上の不備が極東開発の側にあるんじゃないんですか。これはそういう設計をするべきものではないんですか。危険なところは、普通、機械物はあけたら自動でとまるというセンサーなりマイクロスイッチがついているものですけども、それがついてないのは、極東サービスや極東開発の側の問題はなかったんでしょうか。
- ○馬場 哉委員長 太田施設部長。
- ○太田 博施設部長 点検口をあけたら、開放の時点でセンサーがついて、とまるのが、おっしゃるように、より安全にはそのとおりでございます。ただ、工場では、このリサイクルに限らず他の清掃工場、点検口というのはかなりの数、何百という数がございます。今回の場合はいわゆるプラスチック製ですけども、外から監視して、異常があれば、とめて点検口をあけるというシステムになってございます。これはどの点検口も同じでございます。稼働の状態であけるということはございません。ほかには金属でできた点検口もございます。その全てにおいて、まずは停止してから点検すると。あとは、今回のように動かしながら中を監視するという点検口がございます。
- ○馬場 哉委員長 水谷委員。
- ○水谷 修委員 今のご説明やと、スイッチを、機械をとめなければあかないようにしといたらいいんじゃないですか。見るのは別に、アクリルやから見えるわけでしょう。あけるのは機械をとめなければあかないようにしとく、どう見ても危険な、きゅきゅっと回るわけですから、危険なとこですやん。それが機械を停止せんでもあくということは、機械上のことは極東開発さんに何か考えていただいたらあかんのですか。
- 〇馬場 哉委員長 池本施設課長。
- ○池本篤史施設課長 写真を見ていただきたいんですけども、基本的に、これ、簡単にとれるような構造でなく、四隅に、ちょうねじなんですけども、ねじがついております。 基本的にねじでとめてあって、普通には、簡単にすっとあけて手を突っ込めるようなものではまずない。ですので、基本的にとめて、中がおかしければ、とめてからあけてとるというのが基本なので、それを、そのルールを無視されてしまう工程になると、今おっしゃっている安全対策としては、確かにリミットスイッチをつけるであるとかいうのはあるんですけども、施設部長も申したとおり、何百とある点検口全てにそのものをつ

ける必要が果たしてあるのか。

例えば焼却場である場合、コンベアについている点検口は稼働中に開けて確認することがあります。動いてないと、コンベアのブレードを点検できないので、稼働中に開ける、そういう点検口もあります。ただし、そういった箇所については、基本的には、ネットが張ってあるなどで簡単に手を入れられないような、そういう安全対策がしてあります。

今回に関していうと、外から目視するために透明になっています。ひっかかっている ごみがあって、それが気になって所長に確認したが、所長から稼働中は不可というふう に言われたと聞いていまして、それでも手を入れられたというのは、どうも気になって してしまったということなんだと思いますが、基本的には、見て、ごみなどがついてい れば、本来機器を停止して作業すべき場所でありまして、動いている最中に開けて何か をすることがよしとなってない場所なのです。安全対策としては今後、検討すべきであ ろうとは思いますが、ここの場所でいえば、基本的にはそういうものがなくても本来機 能しているものであるのではないかなというふうには考えております。

ですので、おっしゃっていることはよくわかります。確かにあければ、もしくは手を入れれば、止まるようになっていれば良いんでしょうけれど、この件に関していうと、基本的には止めなければ作業などをしてはいけないところであるので、止めないまま作業するような場所ではないと。そこに、わざわざ安全対策と言われているリミットスイッチでありますとか、そういうものはちょっと、なかなかなじまへんところでもあるのかなというところでございます。

- ○水谷 修委員 わかりました。
- ○馬場 哉委員長 ほかに質問はございませんか。 中井委員。
- ○中井孝紀委員 今のところで、もう一度ちょっと確認したいんですけど、今回、そのようなことをされたのが初めてのことであるのか、日常的にそういったことがよくされているようなことなのかという点と、今言われたように、どんなことでもとめてするというのが普通なんですけど、とめないでするというのは、一度とめてしまうと、次動かすまでに何か非常に支障が出るとか、今そこでされている作業に何か支障が起こり得る可能性があったのか、とめなかった理由は何か想定できるんでしょうか。
- 〇馬場 哉委員長 池本施設課長。
- ○池本篤史施設課長 まず1点目でございますが、ご本人の聴取で、今回初めて気になってしたというふうに聞いております。

もう1点ですけども、この場所は、この処理施設の中の一番最後の工程になっています。ですので、ここを止めますと、確かに上流が全部止まります。ですが、聴取などにおいては、そんなに支障がない程度のごみということを聞いていまして、そのまま動か

していてもよかったようには思いますが、異常な詰まりが生じるなどで止めた場合は、 上流が全部とまります。そういう意味では、支障はないことはないわけです。ただ、止 めるべき状態でもなかったのかなというところや、今回初めてというあたりも含めまし て、今後、聞き取りをしていくべきだというふうに考えています。

○馬場 哉委員長 西委員。

○西 良倫委員 となれば、ここの点検口、ここの部分というのは、こういった事故を受けて、つくり方だとかやり方を変更するとか、もっと安全なやり方を考えて対処していくとかなるのか、もうこのまま、「いつ頃事故があったな」とか、その記憶、だから、「よっぽどのことがないとあけたらあかんとこやで」とか、そういった警告だけで終わるのか、どうなんでしょうか。

〇馬場 哉委員長 池本施設課長。

○池本篤史施設課長 まず、この写真に写っておりますちょうねじに関しては、手で簡単にあきますので、これを工具でないとあかないボルトに換えております。それに加えまして、上に斜めにちょっと写っている透明のアクリル板に、図の下に書いております「連動運転中窓開け厳禁」という大きな掲示をそこに張っているような状態になっております。今後につきましては、現在検討しているところでございますが、当面の策として簡単に外せないようにボルトの形状を変えております。

○馬場 哉委員長 太田施設部長。

○太田 博施設部長 今の構造、今後、点検口を改善する必要等々はどうかということですけども、先ほど施設課長から再三申しておりますように、ここは稼働中には手を入れてはならないとか、こういう構造であるということは、これは極東サービスエンジニアリング、重々安全教育もされて、本人も構造上のシステムを十分承知の方でございます。ベテランの方でございます。ということで、ベテランだからこういうことが起きたのか、そこは定かではございませんけども、ここは作業中には絶対に手を入れてはならないということは本人さんも重々認識されておられますし、ほかの社員さんも、徹底されております。

以上でございます。

- ○馬場 哉委員長 ほかに質問はございませんか。中井委員。
- ○中井孝紀委員 先ほど3カ月の指名停止の処分ということなんですけども、その指名停止というのは、入札の指名停止ですかね。私、そういうふうに処分する理由がいまいちわかりにくいんですけども、業務は続けてされているわけなんですね。その3カ月、何

か特別な入札が、予定があったんですかね。

- 〇馬場 哉委員長 杉崎事業部次長。
- ○杉崎雅俊事業部次長 あくまでも入札の予定はないんですが、当組合の指名停止要綱に基づきまして、安全措置が十分ではなかったという停止条項に当たりましたので、一応規定上そういうふうにさせていただいて、1月18日から4月17日ですけど、一応3カ月間の指名停止の処分にいたしております。
- ○馬場 哉委員長 竹内専任副管理者。
- ○竹内啓雄専任副管理者 規定上したということではなしに、こういう労災事故が、何らかの安全注意義務が全体としてはあって、起こったわけですから、関係者が、従業員がこういう事故を起こした場合は、要綱に、規定に基づいて指名停止する期間も決められておりますので、それに基づいて3カ月の指名停止をしたと。もし何か入札事案があって、極東サービスエンジニアリングがそれに入札資格がある場合であっても入札には参加できないと、こういうペナルティーを課したということでございます。
- ○馬場 哉委員長 ほかに質問はございませんか。 菱田副委員長。
- ○菱田明儀副委員長 今、説明でわかったんですけども、私もサラリーマン時代に指を落としたという現場に直面したことがあるんですけども、先ほどおっしゃったように作業指導書、作業指示書、いろいろ安全対策、これはもちろん非常に大事なこと。だけど、けがする場合は、そういうことを無視してけがをするというのが非常に、大体現場では多かったんですよ。コンベアの中に手を挟まれたとか、やってはならないことが発生するわけですね。

先ほども、お話を聞いていると、やってはいけないという行動なんですけども、やはり先ほど水谷委員がおっしゃったように、今、そういう点検口のところは数百カ所あるということであったんですけども、やっぱりこことここは絶対、この場所は絶対手を落とすような不安全箇所やといったら、先ほど、この写真で見せていただきましたけども、私ら、ちょっと参考にしていただきたいけども、この周りに虎のマークで囲って、「手を入れるな」ということで明示したわけですよ。だから、先ほど質問があったんですけども、このままで置いとくと、ついつい人間はとめるのが、多分、おそらく本人もとめて、わかっていたんですけども、時間的な関係があったんでしょう、いろいろ慌てたのかわかりませんけども、ちょっと不注意で突っ込んでしもうたというような事故だと私は推定します。だけども、事故というのは、そういったことが発生する要因になるわけですね。考えられないことが発生するということはあるんです。だから、今、ここのそういう発生したところの場所を緊急に見直しされて、何か具体的に手、今私が言ったように虎マークをつけて、「手を入れるなよ」ということを、そこにセンサーをつけて、

これを停止しようと思ったら、あけてしようと思ったらかなりの金がかかると思います。 私、サラリーマン時代は、機械に手を入れたら、そこでセンサーで機械がもう自動でと まるように、あけるんじゃなくて、機械が自動的にとまるような、そういうような構造 にしたことがあるんです。そうしたら、かなりのお金がかかる。だけども、先ほどおっ しゃったように、けがをしたら大変なことになりますので、この辺の安全対策を事故発 生後どのようにされたのか。今も機械は動いていると思うんですけども、そういうても、 新しい人が来られたら、またするかもわからない、わかっていてもするかもわからない、 事故というのはそんなもんですね。だから、今の現状どうなっているのか、これ、1つ 教えていただきたい。

それと、作業を委託している業者さん、こことのやりとり、先ほど話があったんです けども、やっぱりこういった過去の事例、今、この折居清掃工場で、これは長谷山かな、 発生しているところで、こんな問題があって、そういう意見の中で、安全対策の議論が あったのか、そういうことについて、どういうふうに今まで対策をとってこられたのか ということもちょっとお聞きしたいと。あればですよ。なかったらいいんですけども。 それと最後に、私、思うんですけども、こういう事故というのは常々発生することで すけども、やはり日常、例えば京阪の電車に乗ったら、「運転よし」とか言うて、やっ ていますね。私らでも会社に行ったときに、そういう機械が動いているときに、全て詰 まってないところ、また動いているところ、指さし運動ということで言いおったんです けども、指をさしてチェックしているという、そういう啓発活動もやっぱりしていかな ければ、私は思うんですけど、安全というのは、絶対ということはないと思うんですよ。 どこでも、絶対けがする要素はあると思います。この工場は機械が動いている。だけど も、私は、そういった指導も含めて、作業指示指導書に落として、「次に1回、指導、 チェックしてくださいよ」、「何か問題ありませんか」と聞き入れして、危ないところは 速やかに対策をとっていくと、こういったことは非常に大事な活動でありますし、この 辺の取り組みをどのようにされているのかということで、3点、ちょっとお聞きしたい。 以上です。

○馬場 哉委員長 竹内専任副管理者。

○竹内啓雄専任副管理者 幾つかご質問がございましたけども、いずれも関連する事項もありますので、ちょっと私の方から、基本的なところでもう一度ご答弁させていただきたいと思います。この点検口につきまして、基本的にはこういう点検口、透明のふたで中が見れるような、こういうものが必要であるから、この点検口は置かれておりますので、そういう部分、ここから点検する必要が全くなければ、ここは完全に塞いでしまったらいいかと思うんです。ただ、まだそこまでの結論には至っておりませんので、先ほど施設課長が申し上げましたように、簡単には外せないように固定して、工具を使わないと外せないような形にはいたしております。とりあえずそういう対策はとっております。

ただ、この点検口はそうであったとしても、何らかの理由で動いているときに、外して手を入れるというようなことが現実に起こったわけですので、今後も全く起こらない

という保証はありませんので、どのようにしていくかということは、労働基準監督署の 方のお考えも踏まえまして考えたいとは思っておりますが、当面そういうことをしてお ります。

ただ、手を入れたら自動的にとまる、センサーでとまるような形にも、物理的にやろ うと思えばできるわけですけども、そもそも稼働中にここから手を入れて何かをしなけ ればならない必要性は全くないわけでして、被災された方にお聞きしますと、ごみが詰 まっているようなことが気になってとろうとしたということです。先ほど施設課長もち ょっと申し上げましたけども、私どももあまりご本人さんの、これはもう全てご本人さ んのせいだということにもしてはいけないということで、あえて当初説明はいたしてお りませんが、ここの現場の所長に、二度にわたって「とってもいいか」ということを所 長にこの従業員の方は言っておられるんですけども、所長から「それはするな」、「して はだめよ」ということを言われております。そういうふうにして言われておる中でもあ えてされたので、なぜそこまでされる必要があったのかということが、私どももなかな か理解できないところであります。まだご本人さん治療中でございますので、十分詳細 には聞けてない部分もあるんですけども、それでも気になったからしてしまったという ことのようなんですけどもね。本来することを予定してないような状況でちょっと起こ っておりますので、これについて、入れたらセンサーでとまるというところまで、そう すれば確実なのかもわかりませんけども、そこまですべき機械であるのか、また、その ための点検口なのかという部分もございますので、部長が先ほど申し上げましたように、 こういった点検口は工場の中はもういろんなところにありますので、ちょっとどこかに 何かをすればすぐ機械がとまるというところまで、今、そこまでいろいろ抜本的に何か をしなきゃならないところまでは、正直、考えてはおりません。ただ、労働基準監督署 の方もいろいろ調査をされまして、ある程度、極東サービスエンジニアリングの方でも いろんな安全対策とか教育とか、いろんなこともされていることは大体調査でわかって おられまして、だけども、こういう事故が起きるということを踏まえて、どういうこと をすべきだということは、一定それは組合、また受託企業にも指導はしたいということ はおっしゃっておりますので、その辺のところを踏まえまして、抜本的な対策は考えた いとは思っておりますけども。

それと、あと、いろいろな事故が発生したときに、当然それがどういう原因によって起こったのかということは、それぞれ労働安全衛生委員会等々で我々も検証しながら、物理的なものが不備であったために起こった場合は、それは速やかに必要な設備の改修なりをやっておりますし、その都度、いろいろな安全対策はやるようにしておりますし、今回の件に関しましては、とりあえず固定して、もう簡単には外れないようにして、マニュアルももう、作動中にここをあけてはならないということがマニュアルにも当初からはっきり明記されておりますので、その辺のところのマニュアルの再確認を徹底したというところが、今回の事案のとりあえずの対策になっております。

○馬場 哉委員長 菱田副委員長。

○菱田明儀副委員長 答弁ありがとうございました。

私、今、答弁ありましたけども、当然ねじを4カ所締めて、そういうことをきちっとしてんねんけども今回起きたと、当然、発生する可能性はそこだけじゃなしに、作業者のベテランの方、「このぐらい、ちょっとぐらいいいやないか」と言うて、ちょっとする場合が往々にして作業中に起きることがあるんですね。だけど、やっぱりそれを、起きたことに対しての具体的な対策を掘り下げていって、先ほど言った、今日現在も稼働していますけども、そういった対策をやっていいか悪かという費用の関係もあるんですけども、対策をね。だけども、やっぱり私は、事故が起きたことを、これだけ片手を落として、こういう大きな事故が起きているということは、その機械で何かまた今後発生する可能性がなきにしもあらずという感じがするんです。ほかのところでもね。

だから、私は、ちょっとお願いしときたいんですけど、これ、要望しときますけど、やっぱり今、起きたことに対して、長谷山で起きた、排気口たくさんありますけども、そこの見直しをきちっとされて、やはり大事故につながるところは課題とか問題点を精査して、やっぱり手を打つべきことは打っていかなければならないと、お金がかかっても打っていかねばならない。先ほどおっしゃったように、指導は指導ができます。ちゃんとしていかなければ、これは当然、作業指示指導書をもって指導していかなあかんということで、この辺をできるだけ徹底していただきますように、私の方から要望して終わりたいと思います。ありがとうございます。

以上です。

○馬場 哉委員長 西委員。

- ○西 良倫委員 ここは作業の最後の工程ということなんですけども、いわゆる緊急時というのは、ここの場所だけの機械をとめるというボタンというのはどこら辺にあるんですか。
- ○馬場 哉委員長 岡リサイクルセンター長谷山所長。
- ○**岡 輝臣リサイクルセンター長谷山所長** 写真の機器全景の左の方にありまして、距離にしましたら、三、四メートルぐらいのところに緊急停止ボタンがあります。
- ○馬場 哉委員長 西委員。
- ○西 良倫委員 そういうボタンが、もしここの、一番この工程の中で、また事故とかけがが起こり得るところはここだという形で、ボタンがそばにでもあれば、絶対、これ、緊急時にはボタンを押して作業すべきだという形で、そういうボタンなんだという形であれば防げたかもしれないので、やはり、その人自身が、その被害者が、3歩か4歩か、3メートルほど動くのを、もう不注意でやってもうたのか、「ボタン遠いから、もうええわ」となったのか、「これぐらいはできるわ」となったのか、どうなんでしょうねというところを思うんですけどね。やっぱりとめるべきだと思うところと、ボタンどことか、あるのにボタンのことをしなかったというのは、そこら辺、どういう判断でしょう。

- ○馬場 哉委員長 太田施設部長。
- ○太田 博施設部長 委員おっしゃいますように、「とめるのがめんどいねや」とか、「距離があったんちゃうか」と言うことですが、決してそんな遠方ではございません。ここに制御盤がございまして、そこを押せばとまると。連動した工程でございますので、先ほどから施設の所長も説明しておりますように、上階、手選別、その方で、例えば危険を感じて停止しても、どこで停止してもラインはとまるようになってございます。だから、決してここが、ボタンを押しに行くまでが面倒やからこういう事態が起きたんじゃないかということはちょっと考えにくいということでございます。そのボタンを押せば全ラインがとまります。
- 〇馬場 哉委員長 西委員。
- ○西 良倫委員 機械の構造上の問題だという感じで僕は思っているんですけど、それだったら、一番この作業のところで、ボタンはどこにあるべきかとか、停止ボタンはどこにあるべきかとかね。
- 〇馬場 哉委員長 太田施設部長。
- ○太田 博施設部長 質問に答えておりませんでしたけども、各点検口に、ここが、こういうことが、事案が起こったからここに停止ボタンをつければいいじゃないかと、先ほど私申しましたように、こういう点検口、作業の点検口と目視の点検口、こういう点検口を入れますと、数はかなりの数に及びます。そこに各スイッチをつけますと、センサーのかわりにはなるんでしょうけども、先ほどから申しておりますとおり、それが対効果的に効率がいいのかどうかと、まずは安全教育しておりますので、本人にも周知しておりますので、まずは停止してから作業するというのが基本やと思います。
- ○馬場 哉委員長 ほかに質問はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

山之江新折居清掃工場建設推進課長。

〇山之江亨新折居清掃工場建設推進課長 それでは、お手元の資料に基づきまして、折 居清掃工場更新施設整備運営事業についてご説明いたします。

資料の1ページ目をご覧ください。

建設工事の現在の進捗状況ですけども、平成28年12月末現在の進捗率としては、約21%となっております。

建設工事のこれまでの実績としましては、表に記載しておりますとおり、準備工事や地盤改良工事、建屋本体の主に地下部分の工事などを行ってまいりました。現在は鉄骨工事など、主に地上部分の建屋本体工事や焼却炉本体などのプラント設備の工事を行っているところでございます。

1ページ目の写真は、去る1月中旬に撮影しました現場の状況です。鉄骨を組み上げる工事がかなり進んできました。それによりまして、建物の外形が見えてきたところでございます。

なお、右上の写真は着工前の現地の写真ですので、参考としてご覧ください。

今後の予定としましては、外構工事を含め、引き続き工事の進捗を図りまして、平成30年4月からの新工場稼働に向け、29年12月から平成30年3月まで試運転調整を実施する予定としております。

続きまして、2ページ目の写真をご覧ください。

同じく去る1月中旬に撮影した現地の写真ですが、建屋内部の現場の状況の写真でございます。上段の写真は焼却炉本体の写真です。まだ築造途中の状況ですので、写っていますのは、主に炉体鉄骨や点検整備用の歩廊となっております。この内側に焼却炉本体をつくってまいります。

上段の写真で、その右下、左下に焼却炉の燃焼装置の部分が見えています。下段の写真については、その燃焼装置部分を写したものでございます。この燃焼装置の階段状になっている部分の奥の方、最上部にごみを投入いたしまして、奥の方から手前方向にごみを移動させながら焼却いたします。一番最初のところ、ごみ投入直後の部分は乾燥帯といいまして、この部分で乾燥して着火します。中段部分については燃焼帯といいまして、この部分がごみ燃焼の中心部分となります。一番手前の平坦な部分は後燃焼帯といいまして、この部分で燃え残りの完全燃焼を行うということになります。

現場はこの写真の状況よりももう少し進んでおりますが、後ほど現地をご確認いただく予定ですので、よろしくお願いいたします。

最後に3ページ目、A3の工事工程表をご覧ください。

横棒で作業の進捗状況をあらわしたものです。折れ線グラフにつきましては進捗率を あらわしています。右の端、中ほどに凡例を書いておりますので、ご参照ください。黒 の横棒は当初の予定です。赤の横棒は実績、青の横棒は変更後の予定となっております。 青の折れ線グラフは当初の予定の進捗率、赤の折れ線は実績をあらわしています。

現在は、建築工事に続きまして、プラント設備の工事も本格化してまいったところで ございます。

新工場につきましては、平成30年4月から稼働する予定でありまして、現工場の解体工事はその新工場が完成した後、着手する予定といたしております。

冒頭に申し上げましたとおり、平成28年12月末現在の進捗率は約21%でございまして、ほぼ予定どおり進んでおるところでございます。今後も引き続き工事の進捗を図っていきたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、折居清掃工場更新施設整備運営事業のご説明とさせて

いただきます。よろしくお願いいたします。

○馬場 哉委員長 以上で説明が終わりました。

これより現地調査を行いますので、1階の玄関にお集まりください。

午前10時56分休憩午前11時32分再開

○馬場 哉委員長 お疲れさまでした。

それでは、質問をお受けいたします。質問はございませんか。 大西委員。

- ○大西吉文委員 非常に貴重な現場を拝見させていただきまして、ありがとうございました。先ほどもちょっと、いろいろ事故のことが出ていましたけれども、ひとつ今後もしっかりと安全を守っていただいて、いい施設が完成できるように、要望して終わります。
- ○水谷 修委員 ここまでのとこで、リスク変動とかの要素はあったんでしょうか。
- ○馬場 哉委員長 山之江新折居清掃工場建設推進課長。
- ○山**之江亨新折居清掃工場建設推進課長** 特にございません。
- ○馬場 哉委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○馬場 哉委員長 特にないようでございますので、以上をもちまして本日の議題は終 了いたしました。

なお、本日の委員会の発言については、速記録を点検し、不適切な発言等がありました場合は委員長において精査をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

これをもって総務常任委員会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

午前11時34分閉会